

群馬県（前橋市・桐生市）における豚熱発生に係る 疫学調査チームの現地調査結果について

令和3年12月8日、群馬県で確認された64、71、73、74例目の豚熱発生を受け、国の調査チームによる現地調査結果が公開されました。

掲載先:

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/attach/pdf/domestic-327.pdf>

◆疫学調査結果の概要

- ・農場から半径2km圏内で豚熱に感染した野生イノシシを確認、農場内にネコ等の野生生物を確認
- ・発生畜舎内でネズミと思われる糞便や小動物の侵入可能な隙間有
- ・最初の感染は離乳舎の離乳豚で起こった可能性が高い
- ・作業着及び手袋の交換や、コンテナの消毒が未実施

◆国の提言（養豚農家向け対策）

1 農場周辺の消毒	2 離乳舎の衛生管理	3 消毒濃度・交換頻度
<p>① <u>イノシシの餌場となる雑木林の伐採、清掃</u></p> <p>② 柵外側の定期消毒</p> <p>③ 衛生管理区域の定期的な消毒</p>	<p>① <u>専用長靴へ履き替え</u>（豚舎内外で完全に区分け）</p> <p>② <u>専用衣服へ交換</u>（使用後は洗浄・消毒も）</p> <p>③ <u>立入時の手指消毒</u>（軍手×、ゴム手袋○）</p> <p>④ <u>ネズミ侵入防止対策</u> ・壁や天井の点検・修繕 ・殺鼠剤・捕獲マット設置 （専門家へ依頼も検討）</p>	<p>① 消毒液は適切な濃度で使用（低い気温、有機物を考慮）</p> <p>② 踏み込み消毒槽は1日に1回は交換</p> <p>③ 畜舎に入る一輪車等はタイヤに加え<u>持ち手なども全体消毒</u></p>

豚熱はワクチン接種のみで発生を完全に防ぐことはできません。
飼養衛生管理基準を再確認・徹底し、飼養する豚を守りましょう。

飼養豚に異状を認めたら、速やかに管轄の家畜保健衛生所に御連絡ください。

県北家畜保健衛生所 那須塩原市千本松800-3

TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 携帯:090-7205-1826(夜間・休日)

(間違い電話が散見されます。間違いのないようお願いします。)